

神奈川区における生活保護費支給に係る不適切事案について

1 概要

生活保護費は、毎月、対象者の収入を確認したうえで支給額を決める「収入認定」を行う必要がありますが、神奈川区生活支援課の職員Xは、担当していた世帯（A様）に対して収入認定の事務を適切に行っておらず、A様から提出されていた収入申告書及び給与明細書を破棄していたことが判明しました。

そのため、生活保護費が収入変動に応じて調整されておらず、結果として生活保護費の過払いが生じていました。

また、事態の発覚を免れるため、職員Xは、収入申告書及び給与明細書を偽造したうえ、A様に対して、A様自身が虚偽の申告を行ったことにしてくれないかと口頭で依頼するなど、隠蔽を図りました。

これに伴い、職員Xがこれまで担当してきた、他316世帯について調査を行ったところ、上記以外に1件の不適切事案が判明しました。

このたび過払いが生じた対象者様には多大なご迷惑をおかけし、また、市民の皆様に対して福祉行政への信頼を損なう事態となりましたこと、深くお詫び申し上げます。

2 職員Xについて

社会福祉職（40歳代 女性） 令和4年4月から現在まで神奈川区生活支援課に所属

3 判明の経緯

時 期	内 容
令和4年4月13日	職員Xが神奈川区生活支援課配属。A様の担当となる。
令和4年5月12日	職員Xは4月分の収入申告書・給与明細書を用いた5月の生活保護費算定にかかる事務処理を行った。
令和4年6月以降	職員Xは、A様から収入申告書・給与明細書の提出を定期的に受けていたが、6月以降は事務処理を怠った。
令和5年6～7月頃	令和4年5月分以降のA様の収入申告書・給与明細書を破棄（以降、令和7年5月分まで不定期に破棄）。
令和7年4月14日	人事異動に伴う地区担当変更により、A様の担当が職員Xから職員Yに交代。
令和7年7月中旬	引継ぎが行われていないことに気づいた係長が、職員Xに引継ぎを行うよう指示。加えて、A様のケースファイルを精査したところ、収入申告書及び給与明細書が添付されておらず、収入の変動に応じた処理が行われていなかった。職員Xに確認したところ、「（毎月の給与が同額のため）収入認定変更が不要」と虚偽の説明。不審に思った係長は、根拠資料（収入申告書・給与明細書）の提示を職員Xに指示。
令和7年8月初旬	職員Xは、A様の令和4年5月分から令和7年4月分の収入申告書・給与明細書を偽造。
令和7年8月中旬	係長が職員Xの席から偽造した書類（収入申告書・給与明細書）を発見し、職員Xに確認したところ、A様が提出したものと虚偽の説明。
令和7年9月16日	係長同席のもと、職員Xから職員Yに引継ぎを実施。
令和7年9月26日	午後6時30分頃、職員XがA様宅を訪問し、A様に虚偽の申告をしていましたことによる依頼。
令和7年9月29日	職員Yが地区担当変更の挨拶のためA様宅を訪問した際に、A様から「職員Xから虚偽申告の依頼を受けた」との証言を聴取。
令和7年9月30日	職員Yが、A様から聴取した内容を係長に報告。課長、係長が職員Xから事情聴取を実施。
令和7年10月	職員Xが担当していた全世帯について他に不適切な行為がないか調査及び職員Xへのヒアリングを行った結果、他に1件の事案が判明。

4 調査の結果及び謝罪等の状況について

対象者	職員Xの不適切行為の内容	過払い額※	ご本人への謝罪状況
A様	(1) 収入申告書及び給与明細書を破棄 (令和4年5月分～令和7年5月分) (2) 収入申告書及び給与明細書を偽造 (令和4年5月分～令和7年4月分) (3) 令和7年9月26日にXが虚偽申告を依頼 ・返還すべき生活保護費はXが自費で支払うと説明 ・A様に虚偽の申告をしたことにするよう依頼	約340,000円	9月30日に電話で謝罪 10月6日に直接、説明・謝罪を実施済
B様	B様から申告されていない令和5年の給与収入が判明したが、過払い金の徴収の処理を免れるため、B様から正しく給与収入の申告を受けていたことにし、過払い金は生じていないかのような虚偽の報告書を令和6年8月に作成し、上司に報告	約200,000円	10月24日に説明・謝罪を実施済
合計		約540,000円	

※ 過払い額については、現在、精査中です。

5 今後の対応

過払い額が確定次第、支払いを依頼していきます。

なお、支払いを依頼する際は、対象となる方の状況に応じた対応を丁寧に行っていきます。

職員Xの処分に関しては、今後、厳正に対処してまいります。また、本件事案の重大性に鑑み、現在、警察に相談中です。

6 原因

- (1) 職員Xは、自身の担当業務に加え、後輩職員の育成や他職員の業務支援を行う中で、業務に追われ、ベテラン職員という評価の手前、事務処理の遅れについて係長に言えず、隠蔽したと述べています。
- (2) 生活保護費を適正に支給するための上司による点検の仕組みがありましたが、係長は職員Xの事務処理能力を過信していたため、職員Xが不適切な行為を行っていたことに気付けませんでした。

7 再発防止策

- (1) 生活保護システムからデータを毎月出力することによって、長期間収入認定が行われていない事案を上司が確認します。
- (2) 日ごろの業務指導を徹底するとともに、毎年、全ての生活保護受給世帯に関して行う保護費の点検作業を見直し、業務の遅滞や誤りを確実に発見できるようにします。
- (3) 上司は職員の業務負担が偏らないよう、職場状況を把握し、適切な業務マネジメントを行います。また、相談しやすい雰囲気づくりを行い、特に、直属の上司は職員一人ひとりの様子を細やかに観察しながら、適時の声掛けを行います。

お問合せ先

神奈川区生活支援課長 鈴木 治美 Tel 045-411-7100